

平成 30 年 1 月 15 日

(件名)

浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定・修正

(危機管理部原子力安全対策課)

1 概要

県は、浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」について、国の支援と周辺都県の協力の下、関係市町と連携し、策定に取り組んでいる。

静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会、県内市町、周辺都県等からの意見を踏まえ、計画を策定し、平成 28 年 3 月 31 日に公表した。

引き続き、実効性の向上を目指し、国の支援の下、関係市町と連携し、避難先都県、市区町村との協議等を進め、県避難計画の見直しに取り組んでおり、都県、市区町村との協議を踏まえ、平成 29 年 3 月 24 日に避難先市区町村を記載し、県避難計画を修正した。

2 計画の目的

浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、①原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること、②住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること、③平時から原子力防災体制の充実、強化を進めることを目的とする。

3 計画の構成

浜岡地域原子力災害広域避難計画の構成は以下のとおり

避難計画 の構成	① 総則、②避難等の判断基準と実施、③避難先、④避難経路、⑤避難手段 ⑥避難退域時検査及び簡易除染、⑦安定ヨウ素剤の配布・服用、 ⑧要配慮者等の避難等、⑨今後の検討課題
-------------	--

4 避難先**(1) 避難先確保の方針**

- ① 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかる 11 市町の住民約 94 万人を計画の対象とする。
- ② 計画対象者全員について、あらかじめ避難先となる市町村を定めておく。
- ③ 計画対象者が多数であることから、まずは静岡県内市町、加えて隣接県や東海地方の県に避難先を確保する。
- ④ 大規模地震との複合災害時などで③の避難先が避難者を受入れられない場合に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。

(2) 避難元市町毎の避難先

ア PAZ内2市の避難先

全面緊急事態となった場合、PAZの住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、PAZに係る避難元市毎の避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え、同表の県、市町村と協議をしている。

【PAZの県内の避難先及び協議をしている県】

避難方向	避難元市	避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内(浜松市)	長野県(松本地域、北安曇地域、長野地域、北信地域)
東方	牧之原市(PAZ)	山梨県(甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町)	長野県(佐久地域、上小地域)

イ UPZの8市2町の避難先

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき政府原子力災害対策本部が、避難又は一時移転の範囲(避難の単位)を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、UPZの避難元市町毎の避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え、同表の都県、市区町村と協議をしている。

【UPZの県内の避難先及び協議をしている都県】

避難方向	避難元市町	避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震等複合災害時などで避難先1に避難できない場合)
東方	島田市	静岡県内(静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町)	東京都特別区市町村(島しょ部を除く)
	藤枝市	神奈川県(全33市町村)	埼玉県(全63市町村)
	焼津市		
	吉田町	静岡県内(静岡市、富士宮市)	群馬県(前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市)
	牧之原市(UPZ)	山梨県(甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町)	群馬県(高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町)

西方	菊川市	静岡県内（浜松市、湖西市） 愛知県（豊橋市、田原市）	富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）
	掛川市	愛知県（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市）	富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）
	袋井市	三重県（全 29 市町）	福井県（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）
	磐田市	岐阜県（全 42 市町村）	石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）
	森 町	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

※ 協議をしている都県、市区町村には、都県を通して協議している市区町村を含んでいる。

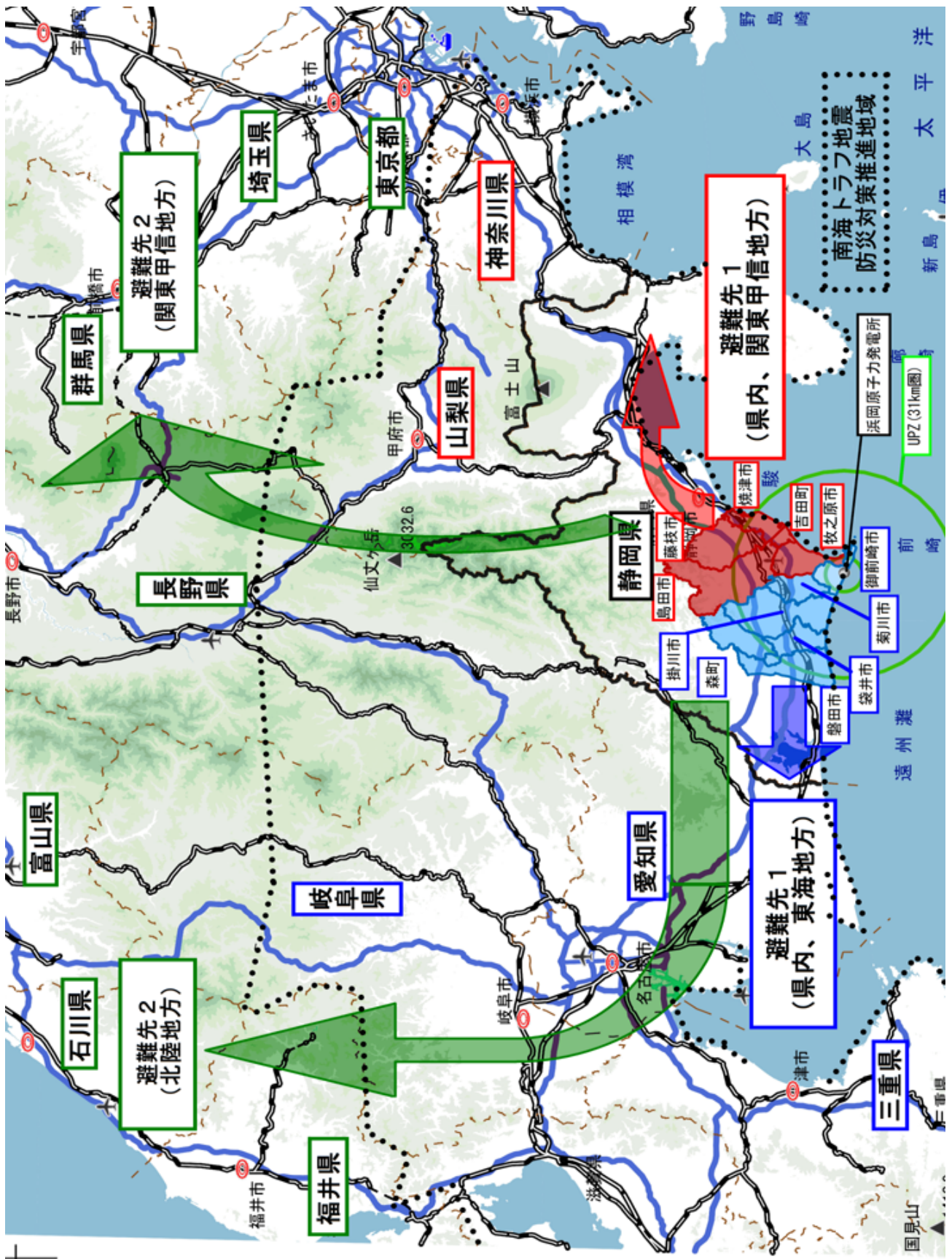
5 関係 11 市町の避難計画

県は、県避難計画の修正と並行して、関係 11 市町の避難計画の策定支援に取り組んでいる。原子力発電所の立地市である御前崎市は、これまでの協議や検討を踏まえ、「御前崎市原子力災害広域避難計画」を策定し、3月15日開催の御前崎市防災会議において、報告した。

また、平成 29 年 10 月 1 日に、島田市が「島田市原子力災害広域避難計画」を策定した。

6 今後の取組

引き続き、避難先都県・市区町村との協議を進めるとともに、課題についての検討を行い、関係するマニュアルの作成、市町の避難計画の策定支援等を行っていく。



浜岡地域原子力災害広域避難計画

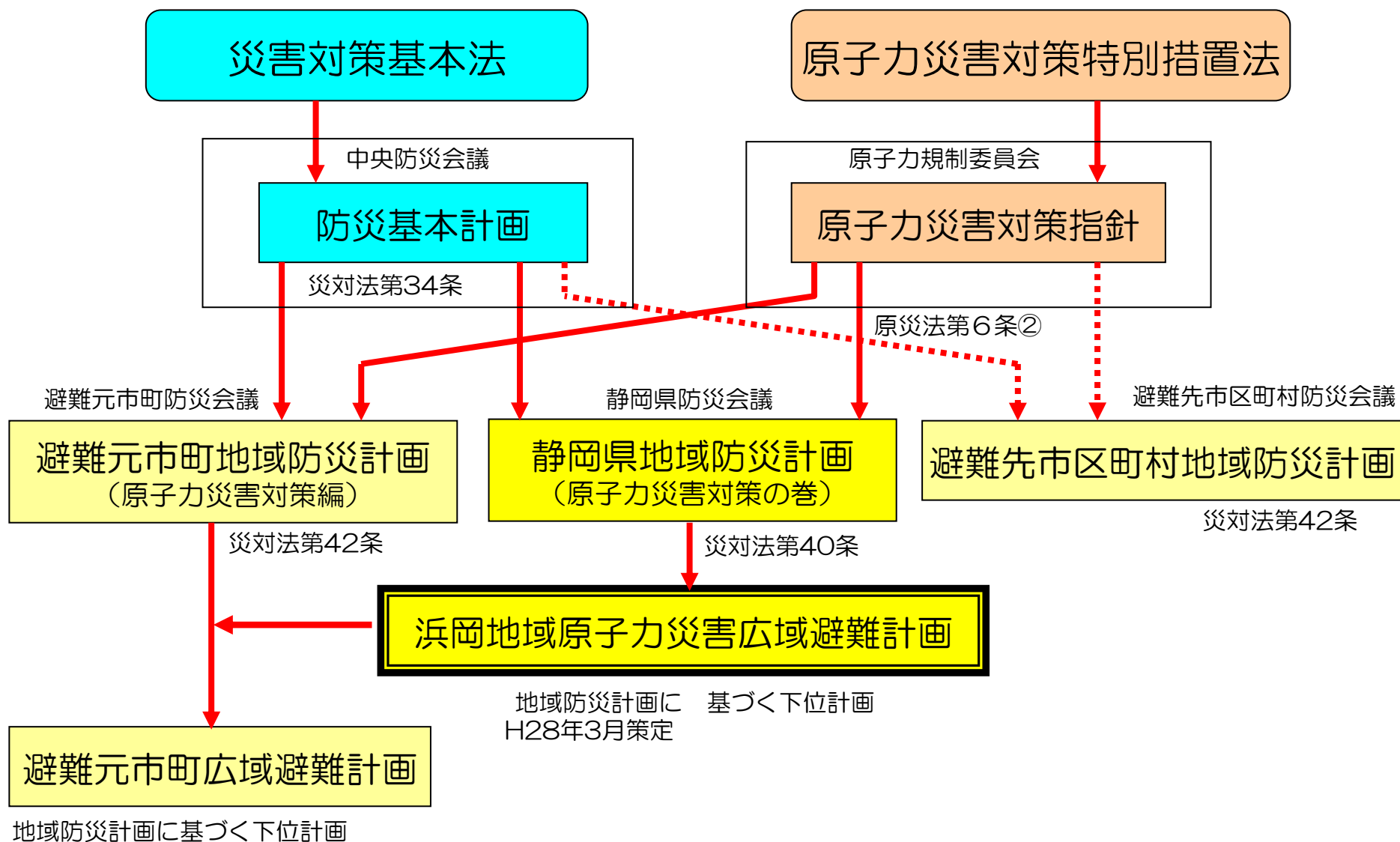


平成30年1月15日
静岡県危機管理部
原子力安全対策課



広域避難計画の位置づけ

原子力災害時 広域避難に関する
法・計画体系



原子力災害対策重点区域

UPZ

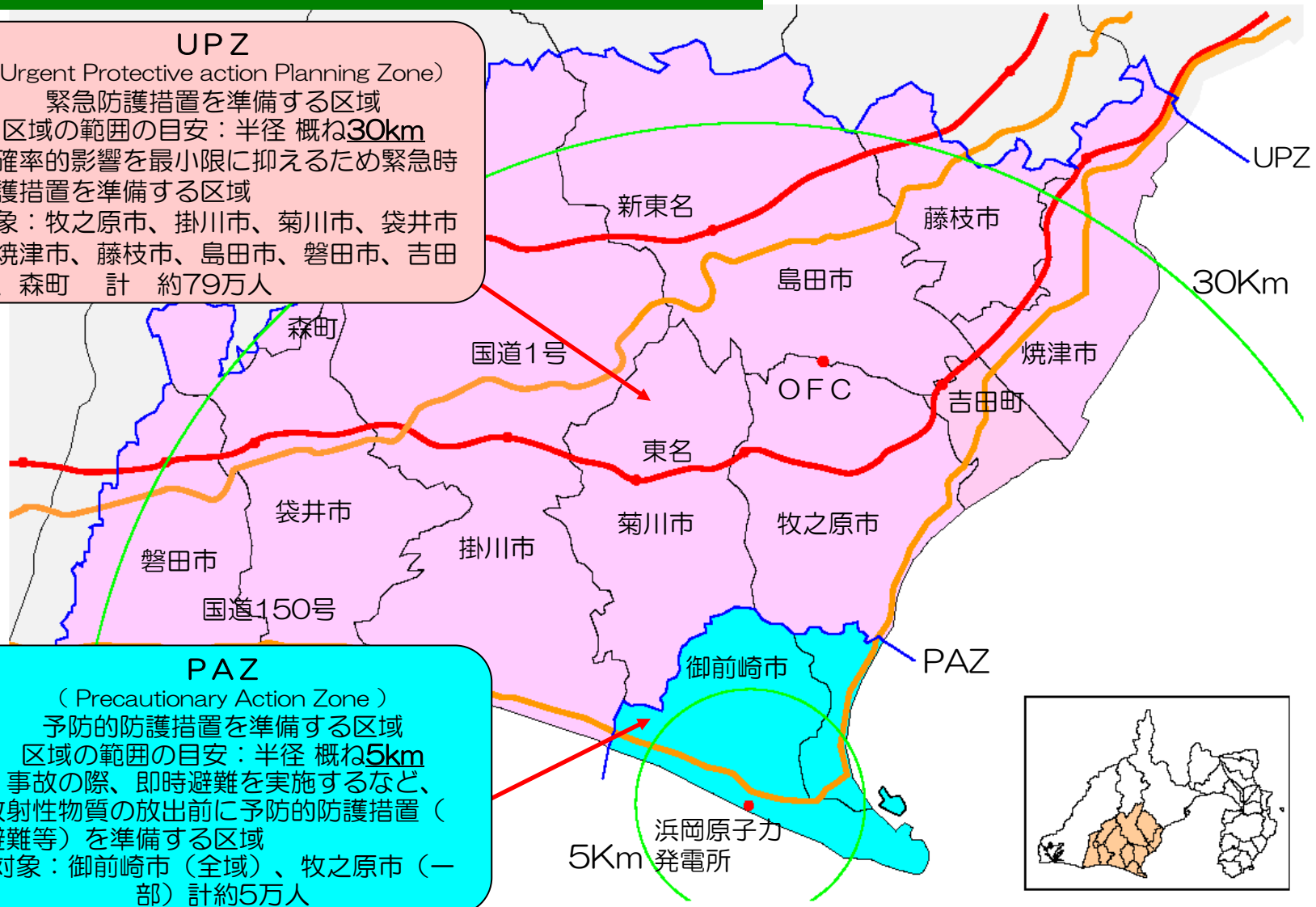
(Urgent Protective action Planning Zone)

緊急防護措置を準備する区域

区域の範囲の目安：半径 概ね30km

確率的影響を最小限に抑えるため緊急時防護措置を準備する区域

対象：牧之原市、掛川市、菊川市、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、磐田市、吉田町、森町 計 約79万人



PAZ

(Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域

区域の範囲の目安：半径 概ね5km

事故の際、即時避難を実施するなど、放射性物質の放出前に予防的防護措置（避難等）を準備する区域

対象：御前崎市（全域）、牧之原市（一部）計約5万人

重点区域内人口

※平成28年4月1日現在 括弧内は該当市町の総人口

区域等	市町名	人口	市町名	人口
PAZ	御前崎市	34,273人	牧之原市(一部)	13,678人
	小計		47,951人	
UPZ	牧之原市(一部)	33,096人	菊川市	47,823人
	掛川市	117,520人	袋井市	87,174人
	吉田町	29,702人	焼津市	141,610人
	磐田市	125,915人 (170,311人)	森町	3,594人 (18,988人)
	藤枝市	110,533人 (146,748人)	島田市	94,532人 (100,127人)
小計		791,499人 (893,099人)		
合計		839,450人 (941,050人)		

県民の約4分の1にあたる約84万人がPAZ・UPZ内に居住している。



広域避難計画策定の目的・概要

平成28年3月 浜岡地域原子力災害広域避難計画策定
平成29年3月 計画修正

策定の目的

- ・ 浜岡原子力発電所における原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること。
- ・ 住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること。
- ・ 平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること。

計画の概要

浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定める。



避難等の基準 (緊急事態区分に応じた防護措置)

○放射性物質の漏えい前

EAL (緊急時活動レベル)	PAZ (5km圏)	UPZ (31km圏)
警戒事象	災害時要援護者等の避難準備	—
施設敷地緊急事態 特定事象(10条)	災害時要援護者等の避難実施 一般住民の避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備	屋内退避の準備
全面緊急事態 原子力緊急事態宣言 (15条)	避難の実施 安定ヨウ素剤服用指示	屋内退避の実施 避難の準備 安定ヨウ素剤服用準備

○放射性物質の漏えい後

	PAZ (5km圏)	UPZ (31km圏)
事故発生 (放射性物質漏えい)	(UPZ外に避難済)	OILに基づき屋内退避、 避難



避難等の基準 (OIL：運用上の介入レベル)

○避難・屋内退避、一時移転の基準

	種類	概要	初期設定値	措置概要
避難等の基準	OIL 1	住民等を数時間以内に避難、屋内退避させる基準。	500 μ Sv/h (地上1m)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL 2	地域生産物の摂取を制限。住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m)	1日以内に区域特定。 地域生産物摂取制限。 1週間程度内に一時移転。

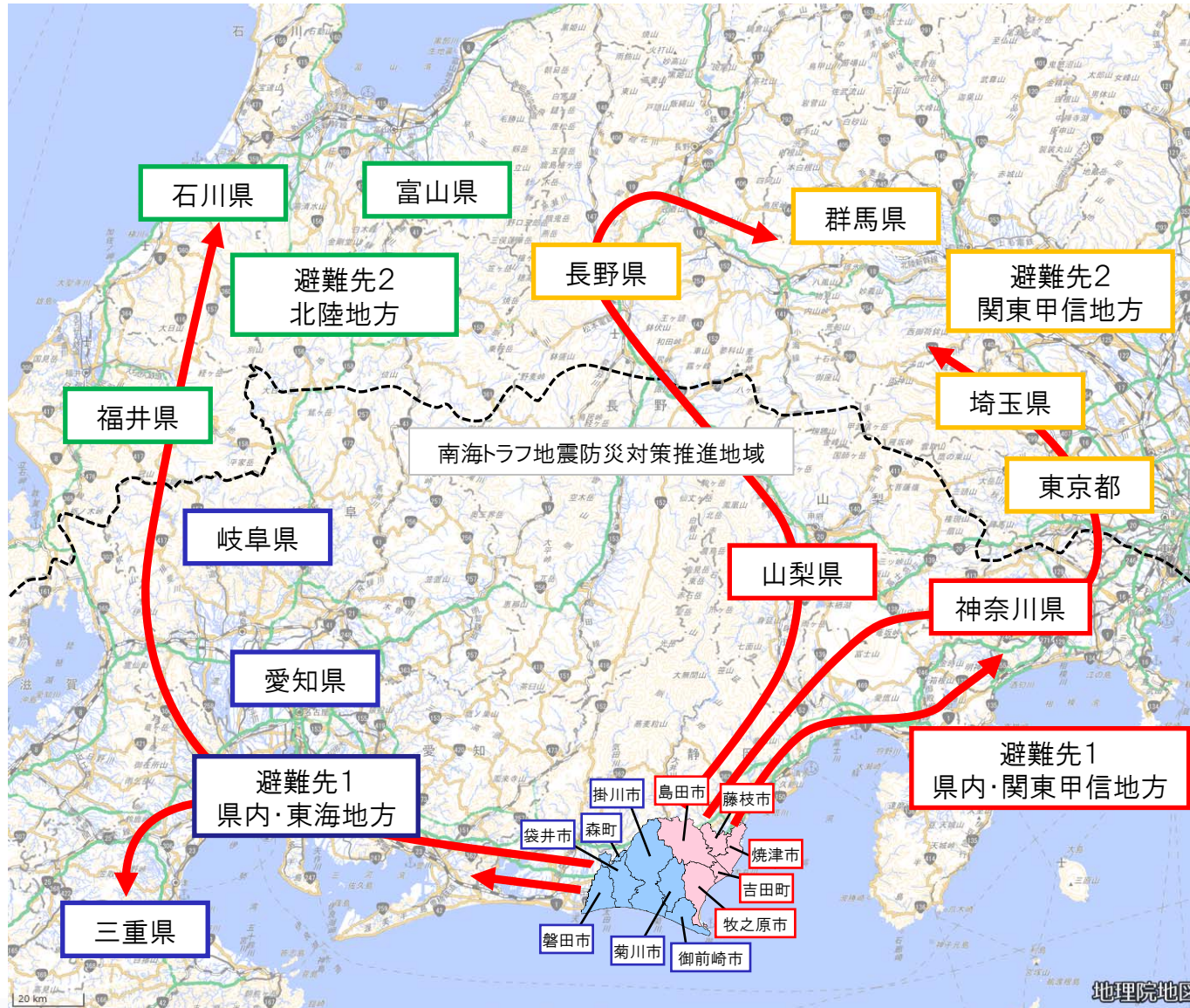


避難先確保の方針

1. 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかる11市町の住民を避難計画の対象とする。（平成27年4月1日現在の11市町の人口は約94万人）
2. 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
3. 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内市町、加えて隣接県や東海地方の県に避難先を確保する。
4. 大規模地震との複合災害時などで3の避難先に避難できない場合に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。



広域避難計画 避難先



避難元市町毎の避難先（PAZ）

全面緊急事態となった場合、PAZの住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、PAZに係る避難元市町毎の避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え、同表の県と協議をしている。

避難方向	避難元市	避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県
東方	牧之原市 (PAZ)	山梨県	長野県



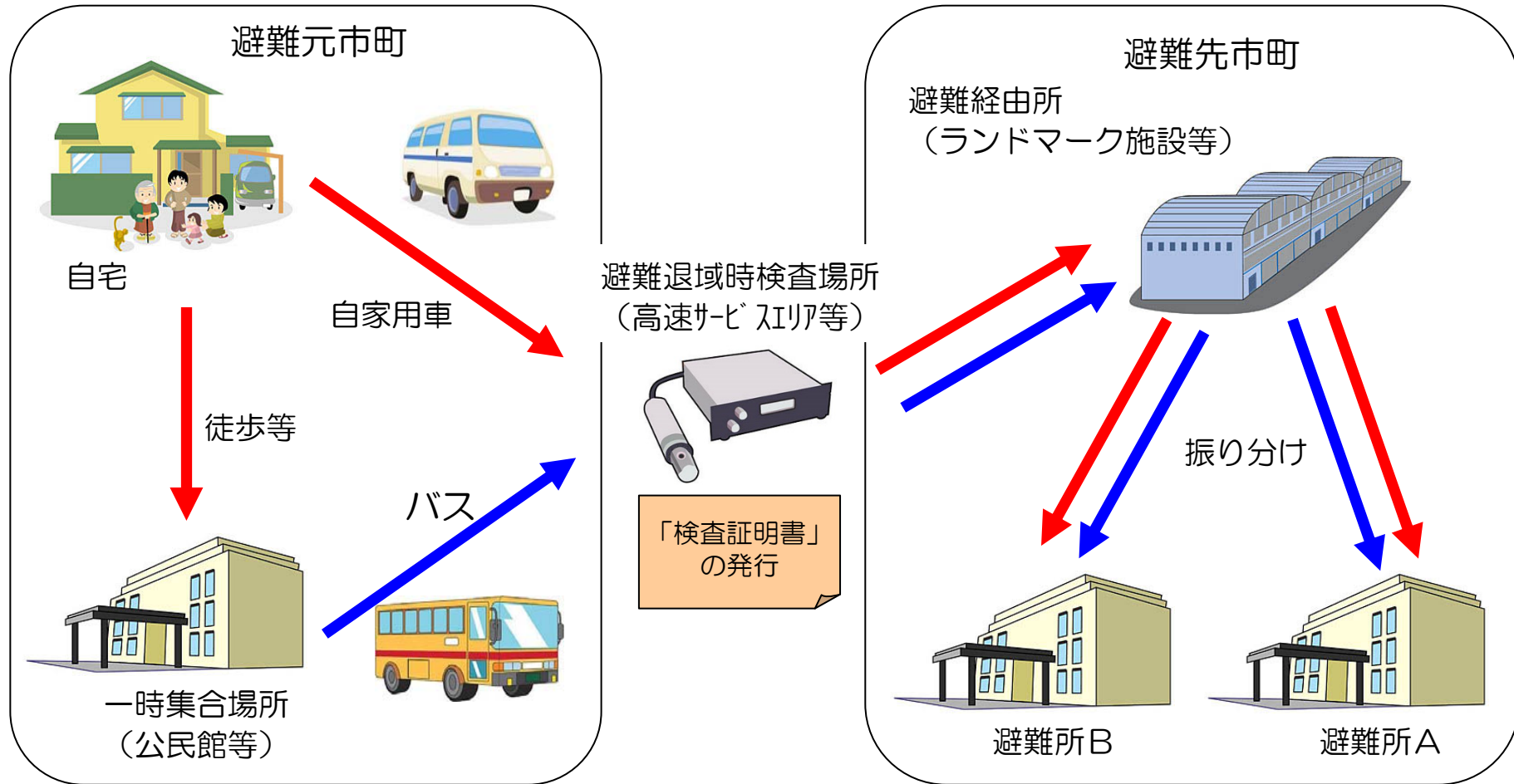
避難元市町毎の避難先（UPZ）

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。政府原子力災害対策本部が、特定した範囲の住民の避難又は一時移転を実施する。避難等を迅速、確実に実施するため、避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え同表の都県と協議をしている。

避難方向	避難元市町	避難先1（原子力災害が単独で発生した場合等）	避難先2（大規模地震等複合災害時などで避難先1に避難できない場合）
東方	島田市	県内（中部、東部、賀茂）	東京都
	藤枝市	県内（東部）、神奈川県	埼玉県
	焼津市		
	吉田町	県内（中部、東部）	群馬県
	牧之原市(UPZ)	山梨県	
西方	菊川市	県内（浜松市、湖西市）、愛知県	富山県
	掛川市	愛知県	
	袋井市	三重県	福井県
	磐田市	岐阜県	石川県
	森 町	県内（森町内）	静岡県内（森町内）



避難方法



避難手段は、原則、自家用車とし、また、要配慮者や自家用車を持たない世帯等に対応するため、あるいは避難時間短縮等のため、バス等を使用する。

国、県及び避難元市町は、輸送関係機関と協議し、避難手段の確保に努める。

避難退域時検査場所



市町避難計画策定支援

市町避難計画策定状況

平成29年3月 御前崎市原子力災害広域避難計画策定

平成29年10月 島田市原子力災害広域避難計画策定

現在、その他9市町も原子力災害広域避難計画の策定に向け、県とともに避難先との協議や課題の検討に取り組んでいる。

避難先市町村との交流状況

平成29年11月15日 埼玉県自治体職員 18名
オフサイトセンター、浜岡原子力発電所視察

平成29年11月21日 群馬県自治体職員 17名
オフサイトセンター、浜岡原子力発電所、牧之原市・吉田町内防災施設視察



原子力防災訓練の実施

昭和59年度～平成10年度 3年に1回実施
平成11年度～ 毎年1回実施（図上訓練、実動訓練）
※平成22年度 国の原子力総合防災訓練

TV会議（平成22年度）



避難退域時検査（平成28年度）



広域避難計画の充実に向けて

＜今後の課題＞

- 市町避難計画の策定
- 避難手段の確保
- 医療機関、社会福祉施設等の避難計画の策定
- 避難退域時検査場所の拡充及び検査体制の確保

など

